

各 位

会社名 キヤノンマーケティングジャパン株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 村瀬 治男  
 【コード番号:8060 東証第一部】  
 問合せ先 コミュニケーション本部長 松阪 喜幸  
 (TEL03-6719-9095)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 1 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 3 月 28 日開催予定の第 39 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

## 1. 変更の理由

- (1)「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたこと等に伴い、現行定款を次のとおり改めるものであります。
- ①会社法の施行に伴って定款に定めがあるものとみなされた事項(当社に取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨、株式に係る株券を発行する旨ならびに株主名簿管理人を置く旨)をより明確にするため、条文の新設、変更等を行うものであります(定款変更案第4条、第7条、第10条)。
  - ②単元未満株式に係る管理の効率化をはかるため、単元未満株式について行使することのできる権利を定めた規定を新設するものであります(定款変更案第9条)。
  - ③将来、株主総会参考書類等の記載事項が増加した場合に備え、これら書類のインターネット開示によるみなし提供を可能とする規定を新設するものであります(定款変更案第15条)。
  - ④議決権の代理行使について、株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするため、これを1名と定めるものであります(定款変更案第17条)。
  - ⑤取締役会をより機動的に運営できるようにするため、取締役会の書面決議を可能とする規定を新設するものであります(定款変更案第23条)。
  - ⑥機動的な資本政策および配当政策を遂行するため、取締役会決議による剰余金の処分を可能とする規定を新設するものであります(定款変更案第34条)。ただし、株主総会決議による剰余金の処分権限を排除するものではありません。
  - ⑦上記のほか、必要な規定の加除、表現の変更、条数の整備等、全般にわたって所要の変更を行うものであります。
- (2)今後の事業展開に備えるため、事業目的を変更するものであります(定款変更案第2条)。
- (3)公告閲覧の利便性の向上をはかるため電子公告を採用することとし、併せて予備的な公告方法を定めるものであります(定款変更案第5条)。
- (4)今後の監査体制の強化・充実をはかるため、監査役の員数を変更するものであります(定款変更案第26条)。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 当社はキヤノンマーケティングジャパン株式会社と称する。英文ではCanon Marketing	(商号) 第1条 当社は、 <u>キヤノンマーケティングジャパン株式会社</u> と称し、英文ではCanon Marketing

<p>Japan Inc.と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 光学機械器具、事務用機械器具、音響・電気・通信ならびに電子機械器具、精密機械器具、医療機器、視聴覚機械器具、一般機械器具装置、写真感光材料、諸紙類、化学薬品、事務用品、スポーツ用品、保健用器具、家具室内装飾品ならびにこれらの関連商品の販売、賃貸、修理および輸入</li> <li>2. 映像・音声その他の情報の記録再生媒体の企画、製作、販売および輸入</li> <li>3. 前各号の製品に関連する部品、材料等の販売および輸入</li> <li>4. 著作権、工業所有権等の無体財産権、ノウハウ、システム技術その他ソフトウェアの企画、開発、取得、保全、貸与および販売</li> <li>5. 電気通信事業および情報処理サービス業、情報提供サービス業等の情報サービス業</li> <li>6. 複写業および印刷業</li> <li>7. 電気通信工事、電気工事および機械器具設置工事の請負</li> <li>8. 映像・通信・情報関連分野における画像情報処理技術、システム技術、ネットワーク技術、コンピュータ技術等に関する教育事業</li> <li>9. インターネット、ファクシミリ、電話等を利用した通信販売</li> <li>10. 貨物利用運送事業</li> <li>11. 不動産の賃貸、管理、設計、監理および工事の受託</li> <li>12. 損害保険代理業および生命保険募集業</li> <li>13. 労働者派遣業</li> </ol> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>14. 前各号の業務に関するコンサルティング</li> <li>15. 前各号に関連する一切の業務</li> </ol> <p>(本店)</p> <p>第3条 当社は本店を東京都港区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>Japan Inc.と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 光学機械器具、事務用機械器具、音響・電気・通信ならびに電子機械器具、精密機械器具、医療機器、視聴覚機械器具、一般機械器具装置、写真感光材料、諸紙類、化学薬品、事務用品、スポーツ用品、保健用器具、家具室内装飾品ならびにこれらの関連商品の販売、賃貸、修理および輸入</li> <li>2. 映像・音声その他の情報の記録再生媒体の企画、製作、販売および輸入</li> <li>3. 前各号の製品に関連する部品、材料等の販売および輸入</li> <li>4. 著作権、工業所有権等の無体財産権、ノウハウ、システム技術その他ソフトウェアの企画、開発、取得、保全、貸与および販売</li> <li>5. 電気通信事業および情報処理サービス業、情報提供サービス業等の情報サービス業</li> <li>6. 複写業および印刷業</li> <li>7. 電気通信工事、電気工事、機械器具設置工事および内装仕上工事の請負</li> <li>8. 映像・通信・情報関連分野における画像情報処理技術、システム技術、ネットワーク技術、コンピュータ技術等に関する教育事業</li> <li>9. インターネット、ファクシミリ、電話等を利用した通信販売</li> <li>10. 貨物利用運送事業</li> <li>11. 不動産の賃貸、管理、設計、監理および工事の受託</li> <li>12. 損害保険代理業および生命保険募集業</li> <li>13. 労働者派遣業</li> <li>14. <u>古物売買業</u></li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>15. 前各号の業務に関するコンサルティング</li> <li>16. 前各号に関連する一切の業務</li> </ol> <p>(本店)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p><u>(機関)</u></p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>取締役会</u></li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. <u>会計監査人</u></li> </ol>
---	--

(公告の方法)

第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は2億 9,950万株とする。

(新設)

(1単元の株式の数)

第6条 当社の1単元の株式の数は100株とする。

- ② 当社は1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)については株券を発行しない。ただし、当社が株主のために必要と認めた場合はこの限りでない。
- ③ 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を当社に請求することができる。ただし、請求時に当社が売渡すべき数の自己株式を保有していない場合は、この限りでない。

(新設)

(名義書換代理人)

第7条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。

- ② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡しその他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第8条 当社の株券の種類、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡しその他株式に関する手続ならびに手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2億 9,950万株とする。

(株券の発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

- ② 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式については株券を発行しない。ただし、当社が株主のために必要と認めた場合はこの限りでない。
- ③ 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。ただし、請求時に当社が売り渡すこととなる数の自己株式を保有していない場合は、この限りでない。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 前条第3項に規定する単元未満株式の売り渡しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第9条 当社は、毎営業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その年度の定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。

- ② 前項のほか必要ある場合は、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

(自己株式の取得)

第10条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

第11条 定時株主総会は毎営業年度末の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により取締役会長または取締役社長がこれを招集する。
- ③ 取締役会長および取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれを招集する。

(新設)

(議長)

第12条 株主総会の議長は取締役会長または取締役社長がこれに当る。

- ② 取締役会長および取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。

(新設)

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。

- ② 商法第343条による決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって

(削る)

(削る)

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役会長または取締役社長が招集する。
- ③ 取締役会長および取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その年度の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長とする。

- ② 取締役会長および取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき情報を、法令の定めるところに従い、電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとる場合には、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

- ② 会社法第309条第2項による決議については、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以

これを行なう。

(議決権の代理行使)

第 14 条 株主は代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、その代理人は当会社の議決権を有する株主に限る。

- ② 前項の場合には、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 15 条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し議長ならびに出席取締役がこれに記名捺印し当会社に保存する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第 16 条 (条文省略)

(選任)

第 17 条 取締役は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(任期)

第 18 条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- ② 増員によりまたは補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべきときまでとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 19 条 当会社を代表する取締役ならびに取締役会長、取締役社長およびその他の役付取締役は、取締役会の決議により選任する。

(取締役会)

第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役会長および取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。
- ③ 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。
- ④ 取締役会は法令または本定款に定める事項のほか、当会社の業務執行に関する重要事項を決定する。

(新 設)

上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、その代理人は、当会社の議決権を有する株主 1名に限る。

- ② 前項の場合には、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(削 る)

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第 18 条 (現行どおり)

(選任)

第 19 条 取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削 る)

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 当会社を代表する取締役ならびに取締役会長、取締役社長およびその他の役付取締役は、取締役会の決議によって選定する。

(取締役会)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役会長および取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集し、その議長となる。
- ③ 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。
- ④ 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充た

(取締役会規則)

第 21 条 (条文省略)

(報酬および慰労金)

第 22 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

#### 第5章 監査役および監査役会

(員数)

第 23 条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任)

第 24 条 監査役は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において選任する。

(任期)

第 25 条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。

(常勤監査役)

第 26 条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。

(監査役会)

第 27 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。

- ② (条文省略)

(監査役会規則)

第 28 条 (条文省略)

(報酬および慰労金)

第 29 条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

#### 第6章 計算

(営業年度)

第 30 条 当社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。決算は毎営業年度末に行なう。

(新設)

(利益配当)

第 31 条 利益配当金は毎営業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。

したときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 24 条 (現行どおり)

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

#### 第5章 監査役および監査役会

(員数)

第 26 条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任)

第 27 条 監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 28 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 29 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第 30 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。

- ② (現行どおり)

(監査役会規則)

第 31 条 (現行どおり)

(報酬等)

第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### 第6章 計算

(事業年度)

第 33 条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 34 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 35 条 当社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を

(新 設)	(新 設)	(削 る)
<p>(中間配当)</p> <p><u>第 32 条</u> 当社は取締役会の決議により、毎年6月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当をすることができる。</p>	<p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第 33 条</u> 利益配当金および中間配当金については、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。未払の利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>する。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</p> <p>③ 当社は、前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第 36 条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成19年3月28日
定款変更の効力発生日(予定)	平成19年3月28日

以 上